

令和7年度 介護者向け講習会事業業務委託仕様書

1 事業目的

高齢者を在宅で介護している家族等の介護負担が軽減することにより、本人や家族が、これまでどおりに在宅で生活を継続することができるよう支援することを目的とする。

2 事業期間

令和7年8月1日～令和8年3月31日

3 業務内容

別紙1（介護教室）および別紙2（訪問レッスン）のとおり。

4 業務完了の報告

受注者は、委託業務完了後速やかに、次のとおり発注者に提出するものとする。

- (1) 業務完了届（市指定様式）
- (2) 請求書（市指定様式）
- (3) 実施内容がわかる関係書類

5 留意事項

- (1) 実施に必要な記録表を整備するものとする。
- (2) 事故防止のために十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に配慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備することとする。
- (3) 開催にあたっては、利用者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 協議

実施に関して疑義が生じた場合は、市と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(別紙１)

介護教室

宮崎市介護者向け講習会事業のうち、介護教室の内容並びに同業務に係る手続、要件等の内容は次のとおりとする。

1 目的

家族介護者等に対し、適切な介護知識・技術の習得ならびに身体的精神的な負担の軽減を図ること等を内容とした教室を開催することにより、要介護者等及びその家族の介護を支援することを目的とする。

2 対象者

- (１) 家族介護者
- (２) 地域で高齢者の在宅介護を支援する者
- (３) 家族介護に関心を持つ者
- (４) その他、将来の介護に関心がある者

3 事業内容及び留意点

- (１) 受注者は、家族介護者等に対し、要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、必要な知識の習得や介護スキルの向上を図ることを目的とした次に掲げる内容について実施するものとする。
 - ① 身体介護（食事・排泄・移乗・入浴・更衣・体位変換）技術の講習
 - ② 介護保険制度・介護保険外サービスに関する講話・相談
 - ③ 栄養・調理に関する講話・講習
 - ④ 医療的ケアの講習・相談
 - ⑤ 財産管理や身上監護に関する講話・相談
 - ⑥ その他、介護に関する講話・相談
- (２) 事業を提供するにあたっては、宮崎市との密接な連携に努めること。
 - ① プログラムの内容に関すること
 - ② 参加者の感想・要望に関すること
 - ③ 広報に関すること
 - ④ 宮崎市の他事業につながる内容とすること

4 実施回数及び場所

- (１) 実施回数 年１０回以上開催。実施回数の半数以上は土日祝日とする。
- (２) 実施場所 宮崎市内。
- (３) 実施時間 ２時間程度。
- (４) 定 員 各回２０名程度。

5 実施方法

(1) 実施者について

介護教室実施は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の医療・介護の知識・技術が認められる者が実施担当者として教室を開催する。

(2) 事業の周知について

教室の周知（参加者募集を含む）は受託者が行うものとし、周知にあたりチラシまたはその他の媒体を使用する際は、市からの受託事業である旨を明記するものとする。

(3) その他

教室参加費は無料とする。ただし、食材料費については参加者の実費負担とする。

(4) 施設利用料

受注者は、事業を実施するにあたって必要となる施設利用料について、業務委託料の中から賄うものとする。その中には、冷暖房に関する利用料も含むものとする。

6 実施計画及び報告

(1) 実施計画

受注者は、実施計画を作成し、実施日の1か月前には市長に提出するものとする。

(2) 実施報告

受注者は、実施後翌月15日までに当該月の実施内容等を記載した実績報告書に關係資料を添付して市長あてに提出するものとする。

(別紙2)

訪問レッスン

宮崎市介護者向け講習会事業のうち、訪問レッスンの内容並びに同業務に係る手続、要件等の内容は次のとおりとする。

1 目的

家族介護者に対し、経験豊富な講師が自宅等を訪問し、介護に関する知識や技術の他、家族介護者の心理的負担を軽減するアドバイスを行う事により、要介護者及びその家族の介護を支援することを目的とする。

2 対象者

- (1) 家族介護者
- (2) その他、市長が必要と認める者

3 業務内容及び留意点

- (1) 受注者は、高齢者の介護に必要な知識の習得や介護技術の向上を図るため、介護が必要な方宅、もしくは家族介護者宅を訪問して介護に関する知識や技術（食事介助・排泄介助・移乗介助・清拭・入浴介助・更衣・体位変換・口腔ケア他）の習得を支援するものとする。
- (2) 受注者は、宮崎市地域包括支援センター等の依頼により、公民館等で行っている高齢者サロン等において、以下の条件を全て満たす場合に限り訪問レッスンを実施することができる。
 - ① 高齢者サロン等の参加者に家族介護者がいること。
 - ② 介護に必要な知識の習得や介護技術の習得の場であること。
 - ③ 家族介護者の心理的負担を軽減する時間を確保できること。
- (3) 事業を提供するにあたっては、宮崎市との密接な連携に努めること。

4 事業実施回数及び場所

- (1) 実施回数 年20回程度実施。
- (2) 実施場所 市内の介護が必要な方宅もしくは家族介護者宅、または公民館等
- (3) 実施時間 午前10時から午後4時までの間の1時間。利用者と受注者とで調整した日時に訪問。
- (4) 利用回数 原則として、要介護者一人あたり、年度3回まで。
 - ※要介護者及び家族介護者等への介護サービスの提供および、医療行為や治療食などの特段の専門的配慮をもって行う調理等に関するレッスンは行わない。
 - ※高齢者サロン等で行う場合は、同一の高齢者サロンにおいて年度3回まで。

5 実施方法

(1) 実施者について

訪問レッスンは、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、介護職員実務者研修修了者等の介護の知識・技術が認められる者が実施担当者として行う。

(2) 事業の周知について

訪問レッスンの周知（参加者募集を含む）は受託者が行うものとし、周知にあたりチラシまたはその他の媒体を使用する際は、市からの受託事業である旨を明記するものとする。

(3) その他

訪問レッスン利用費は無料とする。

6 個人情報

個人情報の取扱いにつき、関係法令、宮崎市条例等を遵守し、厳重に取扱うとともに、その漏えいがないように十分配慮すること。また、事業の実施に当たり、個人情報を使用する必要があるときには、あらかじめ本人から目的の最小限の範囲で利用することについて同意を得ておくこと。

7 実施報告

受注者は、実施後翌月 15 日までに当該月の実施内容等を記載した実績報告書に関係資料を添付して市長あてに提出するものとする。